

平成31年度障害者社会参加促進事業・自発的活動支援事業の補助金申請

障害のある方が自立した日常生活および社会生活を営むことができるよう社会参加活動や地域における自発的な活動を支援する団体などに補助金を交付しています。

補助対象要件			補助上限額	
事業内容	参加人数	対象団体		
社会参加促進事業	・障害者等スポーツ大会 ・障害者等レクリエーション大会など	15人以上 (障害者などの人数)	市内の障害者などの団体 ・市内に活動拠点がある障害者などの支援団体	参加人数により 50,000円～ 100,000円
自発的活動支援事業	・地域での障害者などの災害対策活動や見守り活動 ・ボランティア養成などの活動	6人以上 (支援者、ボランティアなど)	対象事業を実施する市内の団体またはグループ(福祉サービスを提供する法人を除く)	30,000円
	・障害者やその家族の情報交換ができる交流活動 ・権利や自立のために社会に働きかける活動 ・その他 障害者などや地域住民が自発的に行う活動	6人以上 (3人以上の障害者と支援者、ボランティアなど)		

- この補助金交付事業は、障害者総合支援法により定められた地域生活支援事業として実施するものです。
※障害者施設などを運営する法人が施設内で実施する行事などは、対象外です。
 - 今年度の申請期限は、5月末となります。詳しい要件や申請方法は、問い合わせください。
- ☎ 障害福祉課(内線2483)

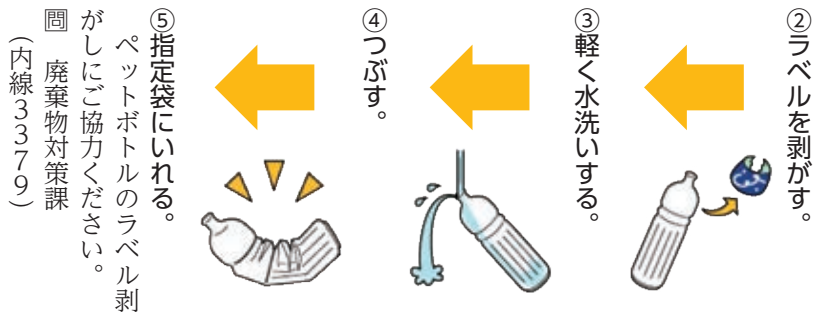
小・中学生対象の就学援助制度
家庭の経済的な理由から支援が必要であると認められる児童・生徒の保護者に対して、就学に必要な経費の一部を支給する制度です。



- ・市民税が非課税または減免されている
 - ・固定資産税や個人事業税が減免されている
 - ・国民年金の保険料の減免を受けている
 - ・国民健康保険税の減免または徴収の猶予を受けている
 - ・児童扶養手当の支給を受けている
 - ・生活福祉資金の貸し付けを受けている
 - ・世帯員全員の合計収入が著しく低いなどの事情がある
 - 東日本大震災により被災し、次のいずれかに該当する経済的な支援を必要としている世帯
 - ・家屋が半壊以上の被害を受けた
 - ・原子力発電所の事故から避難してきた
 - ・解雇などにより著しく収入が減っている
- ※申込方法など問い合わせください。

市教育総務課 (内線5017)
転出・転入される児童生徒の保護者の皆さんへ
転出する方
転出前の学校で発行された在学証明書などの関係書類を、転出先の小・中学校、または教育委員会へ提出してください。
転入した方
転入手続きをする時と入学通知書が発行されますので、新しい学校へ提出してください。ただし、新一年生(入学前)は教育委員会へ手続きが必要ですので、教育総務課にお越しください。
☎ 教育総務課 (内線5018)

環境・エコ
ごみ出しルールをみんなで守ろう
ガスカートリッジ、スプレー缶を空き缶として集積所に出したり、使い捨てライターを燃やせるごみや燃やせないごみの中に入れて集積所に出したりすると、収集車の中で破裂・発火し、車両火災などの重大事故が発生することがあります。ガスカートリッジやスプレー缶は、使い切ってから指定日に黄色のコンテナボックスへ、使い捨てライターは、有害ごみの日に袋に入れて出してください。適正な処理方法での処分をお願いします。
☎ 廃棄物対策課 (内線3375)



犬の登録と狂犬病予防注射を忘れずに!! 4月5日(金)から狂犬病予防注射(集合注射)が始まります!

登録している方には、3月下旬に実施通知(はがき)を送付していますので、通知持参の上、お近くの会場においでください。(登録しているのに実施通知が届かなかった方は、問い合わせください)
また、新たに犬を飼われた方、まだ登録をしていない方でも、会場で登録して同時に注射ができますので、必ず登録し注射をしてください。
なお、集合注射で注射を受けることができるのは、「石巻市」に登録のある犬に限ります。他市町村から転入・譲渡され手続きがまだの方は、登録事項変更届が必要となりますので、必ず集合注射前に手続きをお願いします。

※期間中に登録または注射を受けることができない方は、個別に動物病院などで必ず行ってください。その際は、登録料・注射料のほかに診察料などが加算されます。また、犬の体調が不安定な場合は、獣医師と相談の上、注射してください。

集合注射料金 3,100円
(内訳 注射料2,550円、注射済票交付手数料550円)
※未登録の方 注射料金3,100円のほかに、登録料3,000円が加算されます。

☎ 環境課(内線3364)・各総合支所市民生活課

月日	地区	受付会場	時間		
5日(金)	稲井(一部)住吉山下	南境生活センター	9:00~9:25		
		仮設大橋団地駐車場(消防本部側)	9:40~10:20		
		北上公園(中里)	10:35~11:15		
		禅昌寺駐車場	11:35~12:00		
6日(土)	休日対応日	県石巻合同庁舎駐車場	13:30~15:00		
8日(月)	蛇田	新下前沼公園	9:00~9:15		
		高玉神社	9:30~10:15		
		向陽地区コミュニティセンター	10:30~11:00		
		裏区会館	11:15~11:30		
9日(火)	稲井	のぞみ野中央公園	11:45~12:00		
		裏沢田集会所	9:00~9:15		
		井内東部ふれあい会館	9:30~10:00		
		八津会館	10:15~10:30		
10日(水)	中央山下釜大街道	吉祥寺駐車場	10:45~11:00		
		内原集落センター	11:15~11:30		
		旧寿楽荘前駐車場	8:50~9:05		
		山下屋内運動場専用駐車場	9:20~10:05		
11日(木)	湊渡波	五番谷地公園	10:15~10:30		
		三ツ股三角ちびっこ広場	10:45~11:00		
		青葉神社	11:10~11:50		
		不動町集会所	9:00~9:15		
12日(金)	渡波	一皇子神社	9:30~9:45		
		鹿妻公園	10:00~10:30		
		渡波公民館駐車場	10:50~11:30		
		根岸会館	9:00~9:15		
14日(日)	休日対応日	黄金浜会館	9:30~10:10		
		祝田(市消防団第9分団前)	10:30~10:45		
		うしお荘	11:00~11:45		
		県石巻合同庁舎駐車場	13:30~15:00		
16日(火)	二俣	大森公民館前	8:45~9:00		
		東福田農事集会所前	9:05~9:20		
		北境老人憩の家前	9:25~9:35		
		二子町西内会館前	9:50~10:25		
		沢田老人憩の家前	10:30~10:40		
	大谷地	鶴家公民館前	10:45~10:55		
		五十五人生活センター前	11:00~11:10		
		本地老人憩の家前	11:20~11:30		
		大吉野福祉センター前	11:35~11:45		
17日(水)	飯野川	中野林業センター前	8:45~9:00		
		馬鞍老人憩の家前	9:05~9:20		
		血貝老人憩の家前	9:25~9:40		
		中島生活センター前	9:45~10:00		
		JAIのまき相野谷低温倉庫前	10:05~10:20		
	大谷地	河北総合支所駐車場	10:25~11:00		
		後谷地老人憩の家前	11:10~11:20		
		川の上構造改善センター前	11:25~11:40		
		大須集会所	8:40~8:50		
		情報交流館雄勝会館前	9:20~9:30		
18日(木)	大川	入釜谷生活センター前	9:40~9:50		
		原生活センター前	10:00~10:15		
		谷地公民館前	10:20~10:35		
		福地林業生活改善センター前	10:45~11:00		
		三輪田中区公民館前	11:10~11:25		
23日(火)	鹿又	辻堂生活センター前	11:35~11:50		
		中山会館	9:00~9:10		
		上谷地親交会館	9:15~9:25		
		谷地中老人憩の家	9:35~9:45		
		三軒谷地老人憩の家	9:55~10:05		
24日(水)	須江湖	曾波神多目的研修センター	10:15~10:25		
		本町コミュニティセンター	10:35~10:50		
		道の生活センター	11:00~11:15		
		鹿又農業研修センター	11:25~11:40		
		梅木ふれあいセンター	11:50~12:00		
	須江湖	糠塚生活センター	9:00~9:10		
		須江農村定住センター	9:20~9:35		
		しらさぎ台コミュニティセンター	9:45~10:05		
		山根中埠転作推進集落センター	10:15~10:30		
		柏木ふれあいセンター	10:40~10:55		
25日(木)	北村	広瀬町下コミュニティセンター	11:05~11:20		
		広瀬農業担い手センター	11:30~11:45		
		中沢公会堂	9:00~9:10		
		朝日会館	9:20~9:30		
		大番所生活改善センター	9:40~9:50		
25日(木)	北村	青木多目的研修センター	10:00~10:15		
		新田公会堂	10:25~10:40		
	25日(木)	北村	橋浦大須・行人前	9:00~9:15	
			橋浦本地	橋浦本地生活センター前	9:25~9:35
			長尾	長泉寺境内地・外側駐車場	9:40~9:50
			女川	中原地区チェーン着脱所	10:00~10:15
			吉浜	吉浜公民館前	10:30~10:40
北村		相川	大指林業センター前	11:05~11:20	
		十八成	くぐり会館前	9:30~9:40	
		大原・小淵	宮城県漁業協同組合浜支所前	10:00~10:20	
		給分・小網倉			
		谷川・泊	宮城県漁業協同組合谷川支所前	10:35~10:55	
18日(木)	網地	寄磯・前網	宮城県漁業協同組合寄磯前網支所前	11:15~11:30	
		荻浜	荻浜支所・荻浜公民館駐車場	9:45~9:55	
		鮎川・新山	旧社鹿公民館駐車場	10:20~10:50	
		長渡	網地島ライン発着所(長渡)	12:10~12:20	
		網地	網地島ライン発着所(網地)	12:35~12:45	

※注射期間中ではどの会場でも受け付けします。会場、時間を間違えないよう、よくご確認ください。
※会場にはたくさんの方々が集まります。首輪が抜けてしまわないか確認後、リードを必ず付けてください。また、フンの始末は飼い主が責任を持って行ってください。
※石巻地区の日程に「休日対応日」を設けています。どの地区の方でも受けることができますので、平日最寄り会場での接種が難しい方は、ご利用ください。



法人市民税の申告と納付のお願い

市内に事務所や事業所がある法人(NPO法人や公益法人を含む)は、利益の有無にかかわらず、法人市民税の申告・納付が必要です。税務署や県税事務所へ申告するときは、忘れずに市へも申告をしてください。

なお、収益事業を行わない公益法人などは、5月7日(火)までに、事業報告書などの必要書類と申請書を提出してください。

※詳しい申告内容などは問い合わせください。

被災者生活再建支援制度 手続きはお済みですか

加算支援金の申請期限が1年間延長となりました。未申請世帯は早めの申請をお願いします。

申請期限 平成32年4月10日

支給対象 被災証明書が大規模半壊以上で住宅再建(建設・購入、補修、賃借)の契約が済んでいる世帯

※賃借に関しては公営住宅を除く。

※申請・受給済みの世帯の方は申請できません。

☎生活再建支援課 (内線3955)



住宅再建補助金の相談

被災証明書が半壊以上で住宅再建(建築・購入、補修)をした、または予定している世帯で、加算支援金以外の補助金を申請していない世帯は、ご相談ください。

対象

- ・住宅再建事業補助金
- ・危険住宅移転事業補助金
- ・津波浸水区域被災住宅小規模補修補助金(要事前相談※半壊を除く)

☎生活再建支援課 (内線4767)

プレハブ仮設住宅 退去時は返還手続きを

プレハブ仮設住宅から引っ越しをするときは、仮設住宅コールセンター(☎92-5901)に連絡し、退去立ち会い(物品チェックなど)を受け、返還届を提出してください。

住宅再建済みの方や復興公営住宅、その他の賃貸住宅などへ転居した方が、仮設住宅返還届を提出せずに不正に利用し続けることは入居契約違反となり、仮設住宅返還請求の対象となります。

なお、雄勝地区のプレハブ仮設住宅については、総合支所保健福祉課へご連絡ください。

☎生活再建支援課 (内線3966)

事業所新設などで電気料金を補助します

平成30年4月1日以降、市内に事業所などを新設または増設したことで電力会社との契約電力が増加し、かつ雇用者(雇用保険の一般被保険者)が3人以上増加した場合、電気料金の一部を補助します(原子力発

電施設等周辺地域企業立地支援事業、通称F補助金)。

補助対象 平成30年10月1日～平成31年3月31日の支払い分

対象区域 旧石巻市、旧河北町、旧雄勝町、旧牡鹿町

募集時期 4月上旬～中旬

※申込方法などはホームページをご覧ください。

☎(一財)電源地域復興センター

☎03-6372-7307

市産業推進課 (内線3544)

震災移転再建時に水道加入金が免除されます

震災で住居などを移転再建する方の負担軽減のため、特例措置として加入金を免除しています。

対象 給水区域内(石巻市・東松島市内)において、震災により住居などが被災した方で、移転再建する際に、新たな給水装置を設置すると同時に被災した場所の給水装置の廃止手続きをする方

※建売住宅や中古住宅など、加入手続き済みの物件をご購入の場合は、免除の対象外です。

免除期限 平成33年3月31日

☎石巻地方広域水道企業団給水課 (内線956707)

上下水道の手続きはお早め

転出する方 「水道使用水量等のお知らせ(検針票)」を確認し、ご連絡ください。

転入した方 「水道をご利用されるお客様へ」を送付しますので「お客様番号」を確認し、使用開始の

5日前までご連絡ください。

なお、水道料金と下水道使用料は、合算で請求を行っています。

☎水道企業団お客さまセンター(石巻地方水道サービス共同企業体) ☎96-4955 (土日・祝日を除く)

☎市下水道管理課 (内線5694)

各総合支所地域振興課

地図作成作業にご理解とご協力を

仙台法務局では、駅前北通り二丁目、四丁目、開北三丁目、四丁目、清水町二丁目、新橋、貞山五丁目、南中里一丁目、四丁目の各地区付近において、地図の作成作業を実施しています。この地図は、国家基準点に基づいた測量により作成するもので、土地の位置や形状を正確に特定でき、土地の取引の安全に役立つとともに、境界に関する争いを未然に防ぐことができます。

4月から対象土地の境界を確認するための立ち会い作業を開始する予定です。ご理解とご協力をお願いします。

また、3月19日に、市役所5階市民サロン内に、法務局職員が常駐する地図作成作業現地事務所を開設しました。作業の問い合わせなどにご利用ください。

作業期間 平成32年3月まで

仙台法務局地図作成作業現地事務所 ☎93-1178

仙台法務局民事行政部署復興事業推進班 ☎022-225-5662

「災害復興住宅融資」無料相談会 要電話予約

住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)は、震災により被害を受けた方が、住宅の再建・補修をするための融資(建設・購入の場合は当初5年間の金利0%)について、相談会を行っています。

また、地元金融機関の住宅ローンに関する相談も可能な場合があります。

と き	と ころ
4月15日(月)	午前10時～午後4時
5月19日(日)	

市役所5階市民サロン前

☎住宅金融支援機構お客様コールセンター ☎0120-086-353 (通話無料) 午前9時～午後5時(祝日を除く)

☎市生活再建支援課 (内線 3954)

「住まいの復興給付金」申請相談会

東日本大震災で被災した住宅(借家を除く)の所有者が、平成26年4月の消費税率8%引き上げ以降に、住宅を建築・購入、または補修(工事が税抜100万円以上)し、その後居住する場合に、消費税増税分相当(建築・購入の場合、最大90万円)の給付が受けられる制度です。

※申請は、住宅の引渡日から1年以内に行ってください。(平成33年12月31日までに引き渡された住宅が対象)

※次の場合は申請対象外です。

被災時に住宅を所有していなかった場合/賃貸にお住まいだった場合/消費税率5%で建築・購入、あるいは補修を行っている場合

相談内容 給付の可否、申請書の記入方法、必要書類、作成済み書類の確認など

※会場では申請書の提出はできません。

と き	と ころ
4月15日(月)	午前10時～午後4時
5月19日(日)	

市役所5階市民サロン前

☎住まいの復興給付金事務局コールセンター ☎0120-250-460(通話無料) 午前9時～午後5時(土日・祝日を除く)

市生活再建支援課 (内線 3954)



半島拠点整備推進課 田中 大介 さん(38) 新潟市から派遣

鮎川浜の復興を急ぐ

平成30年4月から牡鹿地区鮎川浜の拠点整備事業に携わっています。

観光物産施設の建設など、かつてのにぎわいを取り戻し、さらに新たな魅力を感じてもらえる場所にすべく、事業を進める一員として働いています。

新潟市でも土木関連の部署にいました。業務の基本に大きな違いはありませんが、震災で大きな被害を受けた地区の再生事業であり、さまざまな事業が入り込んで、調整に苦労する毎日です。数々の許可申請、施設の電気、水道などのライフライン設置など全ての業務を効率的に進め、予定通りの完成を目指しています。

石巻は気候が温暖でとても過ごしやすい所です。住民や訪れる人が笑顔になる鮎川浜地区の整備に今後も全力を尽くします。

石巻市で被災されたとする死者数および行方不明者数 ※平成31年2月末現在

直接死 3,277人 関連死 275人 行方不明者 420人

※直接死とは 津波や家屋倒壊等が原因で亡くなった方

※関連死とは 直接死以外でこの震災が原因で亡くなり、災害弔慰金支給審査会等で認定された方

防災「合言葉」受賞作品

地域の輪 みんなで声かけ 高台へ

稲井小学校4年 山下 なこ

頭はcoolに 体はhighへ

門脇中学校3年 おおとも みずき 大友 瑞紀

☎学校安全推進課(内線5082) 平成29年度石巻市学校防災推進会議

※住民持ち込みによる食品などの放射性物質の簡易検査および空間放射線簡易測定器の貸し出しを行っています。

☎環境課(内線3366)

空間放射線量の測定結果 (単位: マイクロシーベルト/時)

測定箇所	測定結果	測定期間
市立小学校、市立中学校、市立高等学校 (敷地)	0.06~0.10	2/4~2/27
市立保育所、私立幼稚園、私立保育園 (敷地)	0.04~0.08	2/1~2/27
公共施設等 (ホットスポット調査)	0.05~0.09	2/1~2/27
牡鹿地区集落	0.06~0.13	2/4~2/18

除染などが必要となる空間放射線量は、毎時0.23マイクロシーベルトと定められています。市内において放射線量の測定を行った結果、測定地点の全てで健康に影響を与えるような数値は検出されませんでしたのでご安心ください。

4月11日(木)午後3時ごろ 防災ラジオテスト放送 2月の測定結果

今月は児童扶養手当の支給月です

全部支給・一部支給者の平成30年12月～平成31年3月分の児童扶養手当を4月11日(木)に指定の口座に振り込みます。
国の制度改正に基づき、次のとおり改定されました。

児童扶養手当		3月分まで	4月分以降
本 体 額	全部支給	42,500円	42,910円
	一部支給	42,490円～10,030円の範囲で決定	42,900円～10,120円の範囲で決定
第2子加算額	全部支給	10,040円	10,140円
	一部支給	10,030円～5,020円の範囲で決定	10,130円～5,070円の範囲で決定
第3子以降加算額	全部支給	6,020円	6,080円
	一部支給	6,010円～3,010円の範囲で決定	6,070円～3,040円の範囲で決定

子育て支援課(内線2512)・各総合支所保健福祉課

消費税率軽減税率制度 説明会開催のお知らせ



10月1日から消費税および地方消費税の税率引き上げと同時に、軽減税率制度を実施されます。
この制度の対応には、事業者の事前準備が必要なので、説明会を開催します。

とき 4月23日(火)・24日(水)
午前10時30分～11時30分、午後1時30分～2時30分
ところ 県石巻合同庁舎
対象 全ての事業者
石巻税務署
☎22-4151

固定資産税・都市計画税のお知らせ

課税台帳の閲覧および縦覧帳簿による縦覧
市内に資産(土地・家屋・償却資産)を所有する本人や同居する家族は、4月1日(月)から所有する資産の課税標準額などを閲覧することが出来ます。

また、納税者の方は、本人所有以外の市内に所在する土地や家屋の評価額を4月1日(月)～5月31日(金)の縦覧期間内に縦覧することができます。自分の資産と比較することで、評価の適正さを確認することができます。
路線価の公開
宅地の価格評価の基準と

なる路線価と標準宅地の位置を4月1日(月)から窓口で閲覧できます。また、資産評価システム研究センターのホームページ「全国地価マップ」で閲覧することもできます。

国民健康保険の納税 通知書をお届けします

国民健康保険に加入している方に、4月中旬に仮算定の納税通知書(第1期・第3期の暫定賦課)を送付します。

※閲覧、縦覧の際は身分証明書をお持ちください。代理の場合は委任状が必要です(同居の家族の場合の委任状は不要です。法人で社員の方が閲覧や縦覧をする場合は代表者の委任状が必要です)。
証明書の交付時期
平成31年度分の評価証明書は4月1日(月)から、公課証明書は5月7日(火)から交付します(本庁の交付は市民課で行います)。

資産税課
土地について(内線3124)
家屋について(内線3117)
償却資産について(内線3119)
縦覧・縦覧場所
資産税課・各総合支所市民生活課・各支所
※路線価については、各総合支所は各管内分、各支所は本庁分を備え付けています。
手数料
課税台帳の閲覧
1件につき300円
※縦覧期間中に平成31年度分の課税台帳を閲覧する場合は無料
縦覧帳簿による縦覧
無料
※閲覧、縦覧の際は身分証明書をお持ちください。代理の場合は委任状が必要です(同居の家族の場合の委任状は不要です。法人で社員の方が閲覧や縦覧をする場合は代表者の委任状が必要です)。
証明書の交付時期
平成31年度分の評価証明書は4月1日(月)から、公課証明書は5月7日(火)から交付します(本庁の交付は市民課で行います)。

また第4期・第10期の保険税の納税通知書(確定賦課)は、7月中旬に郵送します。ただし、4月1日(月)以後に加入の届け出をした方には、4月に納税通知書の発送はありません。

国民健康保険加入の皆さん 簡易申告はお済みですか?

国民健康保険に加入している世帯は、所得金額の有無に関わらず、申告する義務があります。世帯主と国保に加入している世帯員の合算所得が基準を下回る場合、保険税が軽減される制度がありますので、次のような方は必ず簡易申告をしてください。

対象
・平成30年に収入のなかった方(平成30年中の収入が雇用保険などの非課税所得のみの方も含む)
・平成30年に障害・遺族年金を受給していた方(国民年金などの受給者は、申告不要)
・平成30年中に扶養、仕送り、退職金・預貯金で生活していた方など
※既に国保加入者分(国保に加入していない世帯主も含む)の申告を済ませている場合は必要ありません。

国民健康保険に加入している世帯は、所得金額の有無に関わらず、申告する義務があります。世帯主と国保に加入している世帯員の合算所得が基準を下回る場合、保険税が軽減される制度がありますので、次のような方は必ず簡易申告をしてください。
対象
・平成30年に収入のなかった方(平成30年中の収入が雇用保険などの非課税所得のみの方も含む)
・平成30年に障害・遺族年金を受給していた方(国民年金などの受給者は、申告不要)
・平成30年中に扶養、仕送り、退職金・預貯金で生活していた方など
※既に国保加入者分(国保に加入していない世帯主も含む)の申告を済ませている場合は必要ありません。

平成31年4月1日時点の世帯の状況、平成29年分の所得(平成30年分の所得が未確定のため)などに基づき、介護保険料を計算(仮算定)し、4月中旬に平成31年

介護保険料(仮算定)納入 通知書をお届けします

平成31年4月1日時点の世帯の状況、平成29年分の所得(平成30年分の所得が未確定のため)などに基づき、介護保険料を計算(仮算定)し、4月中旬に平成31年



軽減や高額療養費の負担限度額の判定ができません。ご注意ください。
● 国保 保険年金課 (内線2338)
各総合支所市民生活課 各支所
産前産後期間の国民年金保険料が免除されます
4月から、出産予定日または出産日に当たる月の前月から4カ月間の国民年金保険料が免除されます(多胎妊娠の場合は、6カ月間)。
申請には年金手帳など基礎年金番号の分かるもの、印鑑が必要です(出産前に手続きする場合は母子健康手帳など出産予定日が分かるもの)。
申請開始 4月1日(月)
対象 「国民年金第1号被保険者」で出産日が平成31年2月1日以降の方
※出産予定日の6カ月前から申請可能です。
● 石巻年金事務所 ☎22-5115
市保険年金課 (内線2353)
各総合支所市民生活課 各支所

軽減や高額療養費の負担限度額の判定ができません。ご注意ください。
● 国保 保険年金課 (内線2338)
各総合支所市民生活課 各支所
産前産後期間の国民年金保険料が免除されます
4月から、出産予定日または出産日に当たる月の前月から4カ月間の国民年金保険料が免除されます(多胎妊娠の場合は、6カ月間)。
申請には年金手帳など基礎年金番号の分かるもの、印鑑が必要です(出産前に手続きする場合は母子健康手帳など出産予定日が分かるもの)。
申請開始 4月1日(月)
対象 「国民年金第1号被保険者」で出産日が平成31年2月1日以降の方
※出産予定日の6カ月前から申請可能です。
● 石巻年金事務所 ☎22-5115
市保険年金課 (内線2353)
各総合支所市民生活課 各支所

市の組織機構改革

復旧・復興の進捗や新たな行政課題に対応するため、4月1日付で組織の見直しを行いました。新たに、持続可能な開発目標(SDGs)の取り組みを進め、地方創生に向けた施策の推進を図る組織を設置するほか、東京オリンピック・パラリンピックの推進や復興事業の進捗に合わせた関連部署の再編を行いました。

【新設した部署】

部 名	新課(室)名
復興政策部	SDGs 地域戦略推進室

【再編(統廃合)した部署】

部 名	新課(室)名	旧課(室)名
復興事業部	基盤整備課	用地課
	集団移転推進課	
建設部	住宅課	復興住宅課

【名称変更した部署】

部 名	新課(室)名	旧課(室)名
復興政策部	東京オリンピック・パラリンピック推進室	スポーツ交流推進室
建設部	住宅課	住宅管理課
	河川港湾課	河川港湾室

● 国保 行政経営課(内線5212)

度納入通知書を送付します。※年金から天引きされている方を除く
● 介護保険課 (内線2445)
各総合支所保健福祉課 各支所
介護予防サロン活動へ
助成します
集会所などで高齢者などを対象に体操や趣味の活動などの交流の場を提供する個人や団体に補助金を助成します。
● 地域介護予防活動支援事業
対象 65歳以上の方
実施回数 月2回以上
助成金額 1回当たり1,000円(上限月額10,000円)
000円(上限月額10,000円)
○ 通所型サービス支援事業
対象 要支援者など
実施回数 週1回以上
助成金額 要支援者など一人当たり1回1,000円(上限月額50,000円)
※それぞれ1回当たり2時間程度、6カ月以上継続で参加者が5人以上であることが条件です。
※申込方法などはホームページ、またはお問い合わせください。

介護予防サロン活動へ 助成します

集会所などで高齢者などを対象に体操や趣味の活動などの交流の場を提供する個人や団体に補助金を助成します。
● 地域介護予防活動支援事業
対象 65歳以上の方
実施回数 月2回以上
助成金額 1回当たり1,000円(上限月額10,000円)
000円(上限月額10,000円)
○ 通所型サービス支援事業
対象 要支援者など
実施回数 週1回以上
助成金額 要支援者など一人当たり1回1,000円(上限月額50,000円)
※それぞれ1回当たり2時間程度、6カ月以上継続で参加者が5人以上であることが条件です。
※申込方法などはホームページ、またはお問い合わせください。

度納入通知書を送付します。※年金から天引きされている方を除く
● 介護保険課 (内線2445)
各総合支所保健福祉課 各支所
介護予防サロン活動へ
助成します
集会所などで高齢者などを対象に体操や趣味の活動などの交流の場を提供する個人や団体に補助金を助成します。
● 地域介護予防活動支援事業
対象 65歳以上の方
実施回数 月2回以上
助成金額 1回当たり1,000円(上限月額10,000円)
000円(上限月額10,000円)
○ 通所型サービス支援事業
対象 要支援者など
実施回数 週1回以上
助成金額 要支援者など一人当たり1回1,000円(上限月額50,000円)
※それぞれ1回当たり2時間程度、6カ月以上継続で参加者が5人以上であることが条件です。
※申込方法などはホームページ、またはお問い合わせください。

ーじ、または問い合わせください。
● 介護保険課 (内線2437)
各総合支所保健福祉課 各支所
障がい者の事務補助員を
募集します
一般企業などへの就職の実現を図るチャレンジ雇用の一環として、非常勤の事務補助員を募集します。
勤務場所 市役所・各総合支所・各支所・その他出先機関など
募集人員 6人程度
職種 事務補助員
業務内容 パソコン入力・出力業務、電話対応、窓口対応、書類の整理、その他庶務事務の補助など
応募条件
・パソコンの操作(エクセル、ワードなど)が行えること
・身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
・主治医に一般就労が可能と認められている方
・チャレンジ雇用を通して一般就労を目指す方

障がい者の事務補助員を 募集します

一般企業などへの就職の実現を図るチャレンジ雇用の一環として、非常勤の事務補助員を募集します。
勤務場所 市役所・各総合支所・各支所・その他出先機関など
募集人員 6人程度
職種 事務補助員
業務内容 パソコン入力・出力業務、電話対応、窓口対応、書類の整理、その他庶務事務の補助など
応募条件
・パソコンの操作(エクセル、ワードなど)が行えること
・身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
・主治医に一般就労が可能と認められている方
・チャレンジ雇用を通して一般就労を目指す方

ーじ、または問い合わせください。
● 介護保険課 (内線2437)
各総合支所保健福祉課 各支所
障がい者の事務補助員を
募集します
一般企業などへの就職の実現を図るチャレンジ雇用の一環として、非常勤の事務補助員を募集します。
勤務場所 市役所・各総合支所・各支所・その他出先機関など
募集人員 6人程度
職種 事務補助員
業務内容 パソコン入力・出力業務、電話対応、窓口対応、書類の整理、その他庶務事務の補助など
応募条件
・パソコンの操作(エクセル、ワードなど)が行えること
・身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
・主治医に一般就労が可能と認められている方
・チャレンジ雇用を通して一般就労を目指す方

3月15日発行の「市報いしのみき復興特集号」の表紙で、発行月(英語表記)「SEPTEMBER」とあるのは「MARCH」の誤りでした。おわびして訂正いたします。

おわびと訂正

3月15日発行の「市報いしのみき復興特集号」の表紙で、発行月(英語表記)「SEPTEMBER」とあるのは「MARCH」の誤りでした。おわびして訂正いたします。

雇用期間 6月1日(土)～平成32年3月31日(更新の可能性あり)。最長3年間。
勤務日 月々金曜日(祝日、年末年始を除く)
勤務時間 午前8時30分～午後5時のうち6時間、週30時間勤務
給与 時給840円
・ 加入保険 雇用保険、健康保険、厚生年金、公務災害補償
申込方法 ハローワークで紹介状を受け取り、履歴書と紹介状を郵送または持参してください。
募集期限 4月22日(月)※必着
● 国保 〒986-8501 (住所不要)
人事課(内線4069)